安全管理マニュアル

青森県立梵珠少年自然の家

はじめに

1　青少年を取り巻く現状 ・・・・・・・・・・・・ 1ﾍﾟｰｼﾞ
2　自然体験活動とは ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ﾍﾟｰｼﾞ
3　自然体験活動の課題 ・・・・・・・・・・・・・・ 1ﾍﾟｰｼﾞ
4　自然体験活動に係る安全管理の取り組み 1ﾍﾟｰｼﾞ
5　安全管理マニュアルの活用 ・・・・・・・・ 1ﾍﾟｰｼﾞ

自然体験活動における危険とは何か

1　危険の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ﾍﾟｰｼﾞ
2　予想される危険の因子 ・・・・・・・・・・・・ 2ﾍﾟｰｼﾞ
3　危険から事故へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ﾍﾟｰｼﾞ

自然体験活動における安全管理の在り方

1　事故防止の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ﾍﾟｰｼﾞ
2　危険を予知するためには ・・・・・・・・・・ 4ﾍﾟｰｼﾞ
3　危険に対する対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ﾍﾟｰｼﾞ
4　対策の実行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ﾍﾟｰｼﾞ
5　安全管理とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ﾍﾟｰｼﾞ

梵珠少年自然の家を利用するまでの安全対策

1　実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ﾍﾟｰｼﾞ
2　事故によるケガ等の補償 ・・・・・・・・・・ 7ﾍﾟｰｼﾞ
3　実施計画の説明と参加者の把握 ・・・・ 7ﾍﾟｰｼﾞ

自然による危険への対処

1　気象・自然現象による危険 ・・・・・・・・ 9ﾍﾟｰｼﾞ
【警報・注意報が発令されたら】
2　危険生物による危険 ・・・・・・・・・・・・・・ 10ﾍﾟｰｼﾞ
【クマ対策】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ﾍﾟｰｼﾞ
【ハチに刺されたら】 ・・・・・・・・・・・・ 11ﾍﾟｰｼﾞ
【毒ヘビに咬まれたら】 ・・・・・・・・・・ 12ﾍﾟｰｼﾞ
【ウルシに触れたら】 ・・・・・・・・・・・・ 13ﾍﾟｰｼﾞ

物による危険への対処

1　道具・装備による危険 ・・・・・・・・・・・・ 14ﾍﾟｰｼﾞ
2　食物による危険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ﾍﾟｰｼﾞ

人による危険への対処

1　行為による危険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ﾍﾟｰｼﾞ
2　能力による危険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ﾍﾟｰｼﾞ
3　健康管理による危険 ・・・・・・・・・・・・・・ 19ﾍﾟｰｼﾞ
4　不十分な実施体制による危険 ・・・・・・ 19ﾍﾟｰｼﾞ
5　他人による危険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ﾍﾟｰｼﾞ

弾道ミサイル等への対処

1　弾道ミサイルの飛来が予想される場合への対処方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ﾍﾟｰｼﾞ

事故が発生した場合の対応

1　事故に対する安全管理体制 ・・・・・・・・ 21ﾍﾟｰｼﾞ
2　事故への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22ﾍﾟｰｼﾞ
3　事故の記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23ﾍﾟｰｼﾞ

非常災害時の対応

1　館内の非常口・避難場所 ・・・・・・・・・・ 24ﾍﾟｰｼﾞ
2　地震発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ﾍﾟｰｼﾞ
3　火災発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26ﾍﾟｰｼﾞ

事故発生時・非常災害時等の緊急連絡先

【病院、タクシー等の電話番号】 ・・ 30ﾍﾟｰｼﾞ

平成２３年　５月　１日　策　定
平成２３年　９月　６日　一部改正
平成２４年　６月２２日　一部改正
平成３０年　２月２７日　一部改正

はじめに

1　青少年を取り巻く現状

　近年我が国においては、都市化や過疎化の進行、人間関係の希薄化など地域の教育力の低下が指摘されている中で、日常の生活において人や社会と具体的に関わる場面や、自然と直接ふれあう機会は大変少なくなってきています。

2　自然体験活動とは

　このような状況において、自然体験活動は、自然を理解し、自然や人に対する慈しみの心を養うばかりでなく、子どもの自主性や社会性、協調性を身につけ、自ら主体的な取り組みや問題解決のための意欲や能力を備えていく手段としての学習であり、青少年の「生きる力」を身につけるために必要な教育活動の一つです。

3　自然体験活動の課題

　しかしながら、自然体験活動中は常に潜在的な危険と隣り合わせの状況で展開されるため、青少年教育に携わる指導者の中には、事故に遭うなど、安全の問題について不安を感じており、取り組みに消極的になる指導者もいます。

4　自然体験活動に係る安全管理の取り組み

　今後、自然体験活動をさらに推進するためには、「指導者の養成・確保」、「参加者に対する事前研修」、「プログラムの企画・立案」の中で、教育的配慮を踏まえた安全対策を講じ、安全に係る意識をいかに高揚していくかという『安全管理』の取り組みが重要です。

5　安全管理マニュアルの活用

　そこで、梵珠少年自然の家では、自然の家職員、引率者及び子どもが行うべきことを記した「安全管理マニュアル」を作成しました。自然の家では本マニュアルを遵守し、利用者の安全を第一としたサービスの提供を図ります。利用者におかれましても自然体験活動の実施にあたっては、本マニュアルを参考にしていただき、事故を未然に防ぐ安全対策に万全を期してくださるようお願いします。

自然体験活動における危険とは何か

1　危険の考え方

日本語での「危険」には「リスク」と「ハザード」の２つが含まれていると言われています。

「リスク」は、そのものが必ずしも危険とは言えませんが、使い方、活動の仕方が悪いと危険となるもので、「活動場所」と「道具・装備」が該当しますが、山や森林などは本来危険とは言えませんから、うまく付き合っていくことを検討していくことになります。

一方、「ハザード」は、そのもの自体が危険であるため、はじめから取り除かなければならないもので「活動場所」と「道具・装備」以外のほとんどが該当します。特に「人による危険」などは、あってはならないこととして取り除く必要があります。

このように、「自然体験活動全体が危険である。」ということではなく、「実施方法や対応によっては危険が伴う。」ものと考えます

2　予想される危険の因子

（１）自然による危険

気象・自然現象	落雷、台風、吹雪、山林火災、山崩れ、天候の急変など
活　動　場　所	山、森林、池、雪原、急斜面など
危　険　生　物	クマ、ハチ、毒ヘビ、サル、野犬、ダニ、ウルシなど

（２）物による危険

道 具 ・ 装 備	遊具のロープ、遊具の丸太など
食　　　　物	食中毒、食物アレルギー、異物混入など

（３）人による危険

行　　　　為	刃物の取扱い、火の取扱い、パニック、喧嘩、過度の興奮など
能　　　　力	道に迷う、転ぶ、落ちる、挫く、判断ミスなど
健　康　管　理	発熱、生理痛、便秘、下痢、ホームシック、熱中症など
実　施　体　制	チームワークの欠如、情報不足など
他　　　　人	交通事故、不審者、他人の故意や過失など

このほかにも予想される危険因子はありますが､利用者が活動を実施する時期､日程､場所､内容等によって、どのような危険があるのかを確認することが必要です。

3　危険から事故へ

（１）関係を持たない

「危険因子がある。｣というだけでは事故は起きません。その危険と関係を持つことにより、事故が発生する可能性が高まります。

（２）上手に付き合う

危険と関係を持つことになっても、上手に付き合えば、事故には至りません。

（３）被害がなければ事故ではない

上手に付き合えなくても、被害がなければ、それは事故とは言えません。「ヒヤリ」の瞬間です。ただし、精神的なショックなどを受ける場合があります。

（４）被害は最小限に

不幸にも何らかの被害がでると、それは「事故」として認識されます。しかし、ここでの迅速な対応や手当により、それ以上の被害を食い止め、「小さな事故」で終わらせることができます。

（５）大きな事故が発生したら

しかし、大きな事故が起こってしまったときには、適切な対応や援助、応急手当、救命措置などを行うとともに、直ちに危険との関係を絶ち、被害がそれ以上広がらないようにします。

「ハインリッヒの法則」

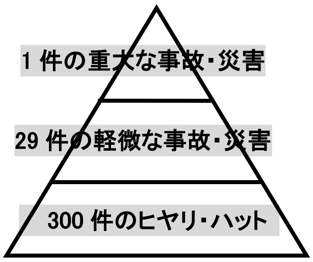

1 件の大きな事故・災害の裏には、29 件の軽微な事故・災害、そして 300 件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした、ハッとした事例）があるとされる。重大災害防止のためには、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが必要である。

自然体験活動における安全管理の在り方

1　事故防止の手順

危険を予知する　◎一般常識　◎自己の経験・体験　◎研修・学習

↓　◎実地踏査　◎シミュレーション

危険に対する対策を立てる　◎適応　◎排除　◎回避　◎転嫁

↓　◎対策の共有

危険に対する対策を確実に実行する　◎自然の家職員・引率者・子どもの役割

2　危険を予知するためには

（１）一般常識

マナーやルールを守ることを含めて、常識的なことをきちんと押さえることも大切です。

（２）自己の経験、体験

危険を敏感に感じ取る能力は、日常の経験や体験によるところが大きいものであり、自然体験活動の目的にも、これらが含まれていることに留意してください。

（３）研修、学習

勘や経験に頼るだけでなく、常に新しい知識や情報を取り入れるように努めてください。

（４）実地踏査

できる限り多くの引率者で実地踏査を行ってください。危険箇所、万が一の場合の避難経路などをしっかり確認することが大切です。

（５）シミュレーション

頭の中で、あるいは実際に具体的な動きをイメージしてください。今まで見えなかった危険を発見できる場合があります。

3　危険に対する対策

（１）適　応

危険に対して、行動等によりその危険性をなくしてしまうことです。技術の習得、用具や装備での対応、そばでのサポートなど、危険そのものは変わらず存在していますが、その危険性は低くなります。

（２）排　除

危険に対して、それを取り去ってしまうことです。危険な部分を取り替えたり、危険物そのものを取り除いて、危険自体をなくします。

（３）回　避

危険に対して、それを行動に取り込まないこと、避けることです。実施日の変更、日程の変更、活動プログラムの変更や中止などが考えられます。適応や排除ができない危険については、回避がもっとも確実な対応となります。

（４）転　嫁

発生するリスクを第三者に引き受けてもらう方法。講師への依頼や保険への加入などです。

（５）対策の共有

危険への対処方法、すなわち安全対策を体系化し、引率者で共有して有効に機能させるために、「計画」として書面で作成しましょう。たとえ危険性が低いと思われるような活動でも、それなりに危険をしっかり予測し、それに対する対策を考えて「実施計画書」の中に項目として記載することにより、効果的な安全対策計画となります。

4　対策の実行

（１）自然の家職員の役割

自然の家職員は、施設設備全般に係る安全点検を実施するなど利用者の施設利用前における安全対策を徹底するとともに、職員が行動訓練を実施し、施設利用中における気象等の情報伝達や天候急変等による活動継続の注意、協議、勧告、指示を呼びかけます。

（２）引率者の役割

引率者は、安全対策の必要性を自覚し、確実に実施する必要があります。子どもにしっかりと安全対策を理解させ実行させます。

また、天候の急変等による野外活動の中止や継続、活動内容の変更等を決定することも引率者の重要な役割です。

（３）子どもの役割

安全対策に係る子どもの役割は、引率者、保護者及び自然の家職員からの説明や注意を確実に理解して実行するとともに、子ども本人が自己防衛に対する意識を深めることが重要です。

5　安全管理とは

とにかく、子どもがのびのびと意欲を持って活動できるよう、想定できるかぎりの危険を予測することが最初の取り組みであり、それらの危険をいかに回避するかの対策を自然の家職員と引率者全員が共有するとともに、子ども本人も「自分の身の安全は自分で守る。」という意識を徹底することが重要です。

つまり、危険予知と危険回避行動こそが、安全管理のすべてであるといっても過言ではないと考えています。

「危険の予知と回避」

危険を回避する能力は、小さな失敗経験や成功経験の積み重ねにより習得することができます。何度かの経験や訓練により同様の危険に対し予測することができ、危険を回避するための適格な対処の方法を学ぶことができます。

例えば、野球の守備練習において、なんでもないショートゴロに対しても、万が一のエラーに備え、レフトやセンターはバックアップします。さらにショートがファーストに送球する際も、万が一の送球ミスに対処するため、ライトやキャッチャーがファーストをバックアップします。このような一連の動作は繰り返し練習することにより上達するものですが、何よりも選手自身が万が一のことを想定し、主体的に判断ができる能力を養うことが大切です。

ほかにも、家庭における炊事の手伝いなどでの包丁の扱い方や、登下校時における通行方法、自転車の乗り方など危険を回避する能力を訓練する機会は、日常生活の中にも数多く存在します。

したがって、危険予知能力を養うポイントは、危険に対しての「無意識」を「意識化」することにあるということができます。

梵珠少年自然の家を利用するまでの安全対策

1　実施計画

（１）無理のない活動プログラムの選択

子どもたちの経験や発達段階を踏まえ、時間、空間、人数などにゆとりを持った活動プログラムを選択してください。

> 自然の家では、野外プログラム２１種類（冬季含む）、室内プログラム５種類、創作プログラム１８種類、計４４種類の活動プログラムを用意しています。活動のねらいや概要、所要時間については、当ホームページの活動プログラム一覧をご覧ください。また、詳しい内容や選択の相談については電話等でお問い合わせください。

（２）実地踏査の実施

活動プログラムを計画したら、できる限り多くの引率者で実地踏査を行ってください。危険箇所、万が一の場合の避難経路などをしっかり確認することが大切です。

> 子どもの能力等により危険箇所は異なりますので、実地踏査の上、積極的に隠れた危険を探し、必要に応じ活動プログラムを再検討してください。

（３）実施計画の策定

実施計画には、活動全体を「安全」という別の視点から眺めて、事前に危険を予知し、対処するための「安全対策に関する計画」も含めて策定してください。

> 実施計画と安全対策に関する計画は、より安全性を高めるために、相互に影響し合うものですが、最終的には、安全対策によって、活動プログラムが制限されたり、変更されたりします。

（４）指導体制・組織の決定

実地踏査の結果を踏まえて、活動時における引率者の役割分担を決定してください。併せて救急体制も明確にしてください。

> 危険箇所には必ず引率者の配置をお願いします。引率者では危険箇所への配置が不足の場合は相談してください。
> また、医務室はありますが看護師や救護専門の職員は勤務していません。最寄りの医療機関への搬送は原則として行いませんので「救急車の要請」や「タクシーによる搬送」、「引率者の自家用車による搬送」等が必要となります。

「指導体制・組織」の例

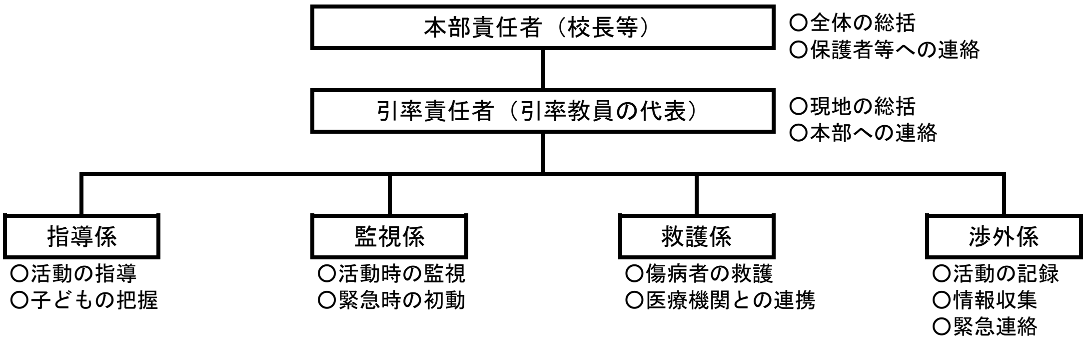

2　事故によるケガ等の補償

保険等に加入しておくことは必要ですが、保険等加入そのものは直接の安全対策ではありません。保険等加入という手続きをとおして、安全対策により注意を喚起することが大切です。

（１）傷害補償

子どもや引率者が、事故により死亡したり、後遺障害が残ったり、入院や通院を必要とするケガをしたときの費用の全部又は一部が補償されます。

（２）賠償補償

引率者や主催者が、偶発的な事故によって子どもや第三者にケガさせたり、財産を壊したりして損害が発生し、法律上の賠償責任を負ったことによる損害の全部又は一部が補償されます。

（３）日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

学校、幼稚園及び保育所の管理下における利用時の、子どもの負傷、疾病に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

3　実施計画の説明と参加者の把握

（１）子どもに危険を知らしめる

集団の規範・約束事、道具の扱い方に至るまで、安全を確保し快適に活動するためのルールやマナーをあげ、子どもたちが遵守するよう徹底してください。

また、「自分の身の安全は自分で守る。」という意識を持つことは、子どもであっても非常に大切です。子どもの年齢や発育発達段階に応じた説明と、危険予知のトレーニングをしてください。

① どこにどういう危険がひそんでいるか。（危険の発見）
② 活動の中で何が危険なのか。（危険の具体化）
③ どうすれば防ぐことができるのか。（具体的な対策）
④ 私たちはこうする。（行動目標の決定）

（２）保護者に対する説明

自然の家の利用者は未成年者であるため、必ず保護者に対して「活動の趣旨、内容などを理解し、同意した上で子どもを参加させる責任があること。」を説明してください。

また、家庭においても子どもに対し、活動に伴う危険性や、それに対する対策の必要性などの家庭学習をお願いしてください。

① 主旨内容
　どのような目的で計画され、どのような活動内容を実施するのかを十分な理解が得られるよう説明してください。特に指導法については、詳しく説明してください。
② 服装・持ち物
　特に、小学生の保護者にとって服装・持ち物は、気になるところですので十分に説明してください。
③ 指導体制
　自然の家の利用経験のある引率者が何人参加するのか、子どもの数に対して、引率者はどれくらいなのかといった情報を伝えてください。
④ 事故によるケガ等の補償
　自然の中で行う活動のため、不慮の災害や事故、さらには転倒や切り傷等のケガは起こりうるため、万が一の備えとして、傷害保険や賠償責任保険などへ加入していることを説明してください。

（３）子どもの状態把握

① 持病・食事

子どもの持病や常備薬、食事制限、食物アレルギーなどについて、保護者から情報を収集してください。

② 体力・能力

自然体験活動では、実際に身体を動かす活動が含まれます。子どもの基礎的な体力や運動能力、活動技術レベルについて把握してください。

③ 行動・態度

集団活動を進める場合には、ルールやマナーを守ることが重要です。ルールや公正さを無視した行動や自分勝手な逸脱行為は、事故やトラブルに発展する可能性があります。参加者の行動や態度を把握してください。

④ 意識・感情

参加者が不安や悩みを長く持っていたり、度を超したりしている場合には、非常に危険です。参加者の緊張などの意識や感情に係る普段の行動を把握してください。

自然による危険への安全対策

1　気象・自然現象による危険

（１）落　　雷

落雷の危険があるときは、野外での活動は直ちに中止し、低い姿勢をとり、自然の家館内や活動エリア内にある東屋、キャンプセンターなどの安全な場所へ避難してください。

高い樹木の下やテントの中は、特に危険です。

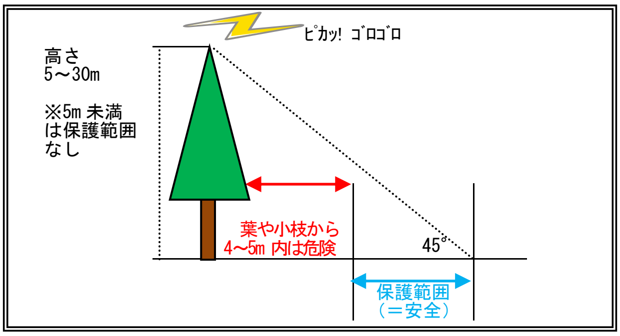

（２）台　　風

事前にある程度正確な進路予想や速度が発表されますので、自然の家の利用前にプログラムの変更など適切な判断をしてください。

（３）山崩れ、倒木、落雪及び雪崩

山崩れのあった箇所、倒木の危険がある箇所、屋根雪が落下しそうな箇所、雪崩等の雪害の危険がある箇所などには、必要に応じロープ等で立入りの制限をし、看板や張り紙により注意を促しています。

（４）山林火災

山林火災は、タバコの不始末などの人為的行為のほか、落雷、枯葉の摩擦などの自然発火により発生しますので、特に、乾燥や強風の注意報発令時には注意が必要です。

避難の指示があった場合には、飛んでくる火の粉や灰から身を守ることに心掛け、迅速に指示に従ってください。

（５）天候の急変

山の天気は平地と比べて急変しやすく、それが事故につながり易くなります。突然の雨や雷、気温低下、吹雪等に備え雨具、防寒具を装備するとともに、天候が急変した場合の避難場所について確認してください。

（６）警報と注意報

気象庁では、大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのあるときに７種類の「警報」を、災害が起こるおそれのあるときに１６種類の「注意報」を発表して、警戒や注意を呼びかけています。

また、大雨に関する情報や台風第〇号に関する情報といった警報や注意報の内容を補完する「気象情報」を発表することもあります。

①　主な警報

大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられます。

②　主な注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかけられます。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や雹による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられます。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表されます。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表されます。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表されます。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表されます。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表されます。

自然の家では、８：３０と１６：３０に気象情報を一階玄関ホール掲示ボードに掲示します。

自然の家では、気象による危険への対策として、野外活動の中止、活動内容の変更等について、
◎警報発令時には　「勧告」
◎注意報発令時には「協議」の申出　をすることがあります。

２　危険生物による危険

（１）ク　　マ

クマは本来臆病な動物で、人間の活動エリアへは近づきませんし人間の気配を感じれば立ち去っていきます。

自然の家では、利用団体による野外活動がある場合、朝の段階で職員による活動エリアの安全確認を実施しており、クマの痕跡等もチェックしています。また、野外活動の指導にあたってクマへの対処方法も指導しますが、いかなる場合でも有効であるという方法はありません。集団で行動することで人間の気配をクマに知らせることが最善の自衛策となります。万が一クマに遭遇した場合は、さわがず、視線をそらさず、ゆっくりと後ずさりをすればよい、といわれています。

不安を感じる利用団体へは熊鈴を貸し出しますが、過度の使用は本来自然の中に身を置くことによって感じる、風の音や鳥の声などが聞き取れなくなる等のデメリットも生じさせます。

なお、活動エリア付近でクマの目撃情報があった場合、警察、猟友会、自然の家職員による巡回等でクマが活動エリア付近から立ち去ったと判断されるまで野外活動は中止となります。

（２）ハ　　チ

少年自然の家周辺には、「スズメバチ」や「アシナガバチ」、「クマバチ」「ミツバチ」などのハチが生息しています。

ハチの一般的な攻撃方法は、体が人間にぶつかった瞬間に毒針を刺し、針を残して人間から離れるのが一般的ですが、スズメバチの場合は、毒針を刺しても針は抜けず何度でも体制を立て直して攻撃してくるだけでなく、毒液を人間の体や衣服に向けてまき散らし、仲間を呼び集

めて攻撃するため大変危険です。

自然の家では、ハチを誘引捕殺するトラップ設置やハチの巣駆除を行っていますが、利用者に対し次の事項について注意喚起をしています。

○ 攻撃を受けやすい動きに注意

スズメバチは横への動きに反応しやすいため、ハチを手で払ったり、急に向きを変えるなどの動きは大変危険です。ハチが近寄ってきた場合は、姿勢を低くしてハチが飛び去るのを待ち、その場を離れてください。

また、ハチが室内や車内に入ってきた場合は、ハチは明るい方へ向かう性質があるため、電灯を消して室内を暗くし、窓を開けて外に出て行くのを待ってください。

○ 攻撃を受けやすい色彩と身なりに注意

スズメバチは黒、赤、青の色に対して激しく攻撃し、黄、白、銀の色に対しては反応が弱くほとんど攻撃しませんので、着衣、カメラ、長靴等は黒色を避けてください。

また、ヘアスプレーや香水などの化粧品の使用は避け、汗の臭いなどにも敏感に反応しますので、長袖、長ズボン、手袋、帽子を着用し露出部分を少なくしてください。

○ ハチに刺されたら

ハチに刺されないようにいくら注意していても、不幸にして被害にあうこともあります。もしもハチに刺されてしまっても、重傷になることは稀ですから、必要以上に不安がらずに落ち着いて、少し身をかがめるようにして、姿勢を低くして逃げてください。

傷口を流水（水道水など）でよく洗い流して手で毒液を絞り出すようにし、患部に虫刺され薬を塗り、速やかに医療機関を受診してください。

○ アナフィラキー・ショック

一度でもスズメバチに刺されたことがある人が再度刺されると「アナフィラキシー・ショック」に陥る場合があります。「アナフィラキシー・ショック」とは、強い抗原＝抗体反応の結果生じるショック症状で、軽症であっても顔面蒼白、失禁、呼吸困難、虚脱症状をともなうなどの異常が起こりますが、重症の場合は数分以内に生命が危険にさらされることもあります。

スズメバチ以外でもある種のヘビ毒や薬物、食物などでも引き起こされる場合がありますので、リスク回避のために危険性がある前歴について可能な限り調査しておくべきです。

自然の家では、ハチを誘引捕殺するトラップ設置やハチの巣駆除について、次の要領を定めています。

「スズメバチ誘引トラップの設置について」

1　目　　的

スズメバチによる刺傷被害を未然に防止するため、誘引捕殺するトラップを設置する。

2　誘引トラップの設置

（１）誘引トラップ本体及び誘引液の作成

①　本　体　　1.5ℓ又は 2ℓのペットボトルを改良する。

②　誘引液　　本体１個につき、柑橘系 100%ジュースを本体底辺から 10 ㎝程度、35 度ホワイトリカー20 cc程度の混合液とする。

（２）設置場所

利用の多い活動エリアを中心に 100 箇所程度設置する。

（３）設置時期等

毎年５月上旬に設置日を設け所員全員で設置する。

３　誘引トラップの確認

（１）確認項目

① 捕　獲　量　　捕獲したハチ等を確認し、除去する。

② 誘引液残量　　誘引液の残量を確認し、不足している場合には補充する。

③ 記　　　録　　確認結果について記録し、所員全員が情報を共有する。

（２）確認方法

① 定期確認　　６月～９月に月２回、誘引トラップ設置箇所を５コースに分け、捕獲状況及び誘引液残量を確認するとともに、捕獲物の除去及び誘引液を補充し、捕獲数を記録表に記録する。

② 随時確認　　活動エリアにおける指導中及び巡回中など随時に誘引トラップを確認し、捕獲物の除去及び誘引液の補充を行う。

４　誘引トラップの撤去

１０月下旬に、誘引トラップを撤去する。

５　その他

（１）蜂の巣を発見した場合

所長の許可を受け、防護服を着用のうえ、安全を確保し、複数人により駆除作業をする。単独での作業は絶対に行わない。

また、所員による駆除作業が危険と判断したときは、活動エリアを管理する五所川原市公園管理課に駆除の依頼をする。

（２）利用団体へのハチ対策の説明

刺傷防止のための服装、行動及びハチと遭遇したときの対処法について、引率者への事前説明をとおして利用者に周知するとともに、オリエンテーション及び野外活動の際に注意喚起する。

また、状況により活動コースの変更や活動中止を求める。

（３）毒 ヘ ビ

自然の家周辺には、毒ヘビの「マムシ」や「ヤマカガシ」が生息していますので、次の事項について注意してください。

○　ヘビに近づかない

長袖、長ズボン、手袋、毒ヘビの牙を通さない靴を着用し、ヘビを見つけても捕まえようとせず、５０cm以内には近づかないでください。

○　毒ヘビの識別ポイント

咬んだ跡のキズの前方左右に２つの牙の跡ができることと、咬傷部に激痛・灼熱感・腫脹・変色等の反応があれば毒ヘビだといえますが、ヤマカガシ咬傷は腫れや痛みがほとんどないため、そのヘビが毒ヘビか否か分からない場合は、毒ヘビであると仮定して処置をしてください。

○　ヘビに咬まれたら

パニックに陥ったり、悲鳴を上げて騒いだり、小走りや早歩きで逃げたりすると心拍数が上がり、毒の回りが早くなるため、まず落ち着くことが大切です。

毒ヘビに咬まれた場合、抗血清を使用し治療しますが、毒ヘビの種類によって抗血清が異なるため、ヘビの特徴を覚えておくようにしてください。

○　患部を清潔にし、医療機関へ

咬傷部の腫脹を氷等で冷やしたり、毒が回らないよう紐等で縛ることは、素人が行うと危険があります。咬傷部を流水（水道水など）でよく洗い流して消毒した後、清潔なガーゼ等で保護し、早急に医療機関へ行ってください。

（４）サ　　ル

自然の家周辺には、ときどきサルが出没する場合がありますが、サルは刺激しない限り危険な動物ではありません。サルを見かけたり遭遇した場合には、次の事項について注意してください。

○　**サルを刺激しない**

サルを見かけた場合、目を合わせるとサルが威嚇されたと思い、人間が視線をそらしたときに襲われることがありますので、目を見ないようにしてください。また、大声を出すことや物を投げつけることは、サルを興奮させることになりますので絶対にやめましょう。

○　**サルに食べ物を与えない**

人間に慣れていない野生のサルは食べ物をとるときに、引っ掻いたり、噛みついたりすることがあるので危険です。また、お菓子やジュースを外に捨てるとサルがそこに居着いてしまいます。

（５）ウ ル シ

自然の家周辺には、「ヤマウルシ」、「ツタウルシ」のほか「ヌルデ」等に触れるとかぶれやすい植物が生育しています。次の事項について注意してください。

○　**肌を露出しない**

長袖、長ズボン、手袋を着用し、ウルシ等の木や葉に近づいたり、触れたりしないでください。

○　**ウルシ等の識別ポイント**

	ヤマウルシ	ツタウルシ	ヌ　ル　デ
木 の 高 さ	３～９ｍ	長く伸びる	３～７ｍ
葉のつき方	互生	互生	互生
葉　の　形	長さ 25～50 cmの羽状複葉で小葉は長さ 5～12 cm卵形又は卵状長だ円形	三出複葉で小葉は長さ 10 cmの卵形又はだ円形で先が短くとがる	奇数羽状複葉で、小葉は長さ 5～12 cmの長だ円形
葉 の 特 徴	葉の表面や柄に毛がある。鋸葉なし。	秋一番に真っ赤に紅葉する。鋸葉なし	葉の軸にひれ状の翼葉がある。鋸葉あり。

「葉のつき方」…枝に交互につく（互生=ごせい）と、枝に対になってつく（対生=たいせい）などがある。

「葉　の　形」…一枚の葉（単葉＝単葉）と、小さな葉が集まって一枚の葉となる（複葉＝ふくよう）などがある。

「葉　の　縁」…葉の縁がギザギザな（鋸歯＝きょし）と、なめらかな（全縁＝ぜんえん）などがある。

○　**ウルシに触れたら**

触れた部分を流水（水道水など）でよく洗い流して清潔にし、抗ヒスタミン成分を含むステロイド系軟膏を塗ってください。擦ったり、掻いたりすると拡がります。

（６）ダ　ニ

ダニは種類も多く死骸や糞がハウスダストとしてアレルギーの原因物質になるほか、人間を直接攻撃するもの、ツツガムシのように本来はネズミにつくものがまれに人間につきツツガムシ病を引き起こすものなど種類も被害も広範で多岐に渡っています。

活動エリア内のコースは苅り払いなどの対策をしていますが、次の事項について注意してください。

○　**肌を露出しない**

林間では長袖、長ズボン、手袋、帽子などを着用し、肌の露出を最小限に抑えるとともに、むやみに藪に入ったりしないようにしましょう。

○　**疑わしいときは医療機関へ**

肌の赤斑や咳が止まらないなど症状が疑われるときは速やかに専門医を受診してください。

物による危険への対処

1　道具・装備による危険

（１）遊具・装備

活動コースに設置している遊具のロープやネット、丸太などについては、自然の家で月一回の定期点検をしていますが、定期点検後にロープがキズ付いたり緩んだりするなど安全性の低下が考えられますので、利用日前に点検してください。

（２）施設設備及び活動エリアの安全性の徹底

利用者が安心して施設を利用するためには、施設設備全般の安全を徹底することが重要であることから、自然の家では、施設設備及び活動エリアについて、法に基づく点検・検査等のほか、自主点検を実施しています。

○　業者委託による法定点検・検査等

ア　消防用設備

消防法第１７条の３の３の規定に基づき、「消火設備」、「警報設備」、「避難設備」について、外観・機能点検を半年に１回、総合点検を年に１回実施しています。

イ　給水設備及び飲料水

法で定める容量の設備に満たないため必須とされてはいませんが、学校保健法に基づき文部科学省から示された学校環境衛生の基準を準用し、貯水タンクの清掃及び水質検査を年に１回実施しています。

○　自主点検

ア　施設設備・活動エリア

・「梵珠少年自然の家施設設備の安全点検要項」を定め、毎月はじめに「安全点検週間」を設定し、屋内外の施設設備に係る定期点検を実施しています。

・台風や地震等の自然災害が発生した場合には、発生後の屋内外の施設設備の状況を確認するため、臨時点検を実施します。

梵珠少年自然の家施設設備の安全点検要項

平成 18 年 3 月 1 日決裁
青森県立梵珠少年自然の家

１　趣　旨
利用者及び職員の安全と施設設備の安全のため、施設等の安全点検を実施する。併せて、職員から施設等の改善事項や有効活用について、意見を求める。

２　安全点検の種類

（１）定期点検
毎月「安全点検週間」を設定し、定期的に実施する点検をいう。

（２）臨時点検
台風や地震等の自然災害発生後の施設設備の状況を確認するため、随時実施する点検をいう。

３　安全点検週間
定期点検の期間は、各月の最初の月曜日から金曜日までとする。

４　点検施設の区分と担当者
別紙１のとおり

５　点検の方法
目視及び試運転などにより点検を行う。

６　点検結果の報告

（１）各担当者は点検結果を別紙２の「安全点検結果報告書」（以下「報告書」という。）に記入して総務課長に提出する。

（２）総務課長は、別紙３の「安全点検結果一覧表」（以下、「一覧表」という。）に点検結果を取りまとめる。

（３）特に自然災害等の発生後、被害が発生した場合、臨時的な措置や関係機関に対する連絡を的確に行う必要があることから、臨時点検を速やかに行い、その結果を総務課長が取りまと

めて所長に報告する。

7　職員提案

（１）職員は、施設等の改善事項や有効活用について、随時、意見を提案する。

（２）提案は、別紙４「改善事項等提案書」（以下、「提案書」という。）に記入し、随時、総務課長に提出する。

8　点検結果及び職員提案の対応

（１）点検結果

① 総務課長は、一覧表に補修等が必要な箇所の報告書を添付して、回覧する。
② 不良箇所等については、整備方法を関係職員で協議する。
③ 総務課長は、協議結果を報告書の補修計画欄に記入し、計画内容を朝会等で職員に周知する。
④ 計画に基づき、不良箇所の補修等を行う。
⑤ 総務課長は、補修が完了次第、職員に報告する。

（２）職員提案

① 総務課長は、提案書の内容を確認し、回覧する。
② 改善事項については、関係職員で協議する。
③ 総務課長は、協議結果を提案書の整備計画欄に記入し、計画内容を朝会等で職員に周知する。
④ 計画に基づき、必要な措置を講じる。
⑤ 総務課長は、措置を講じ次第、職員に報告する。

付　則

この要項は、平成１８年３月１日から施行する。

（別紙 1）

点検施設等の区分と担当者

施設名等	主な施設・設備	担当課	担当者
玄関・ﾎｰﾙ	玄関、ﾎｰﾙ、ﾎﾟｰﾁ、廊下	総務課	
事務室・所長室、書庫	事務室、所長室、宿直室、書庫	総務課	
研修室１・医務室、和室	研修室１、医務室、和室	研修課	
研修室２・リネン室、準備室	研修室２、ﾘﾈﾝ室、準備室	研修課	
風呂場・洗面書・便所	風呂場（松・梅）、洗面所（管内全部）、便所（厨房便所を除く）、喫煙場所、ごみ集積庫	総務課	
体育館	体育館、用具室 1・2・3	研修課	
男子宿泊室・2 階ﾎｰﾙ	男子宿泊室（便所・洗面所を除く）、2 階ﾎｰﾙ、非常階段、階段	研修課	
女子宿泊室	女子宿泊室、非常階段	研修課	
車庫・前庭	車庫、本館周辺（前庭等）、作業室、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ、受水槽	総務課	
食堂	食堂、食品庫、保管庫（車庫内）、厨房便所	総務課	
厨房	厨房、休憩室、プロパン庫	総務課	
ｷｬﾝﾌﾟｾﾝﾀｰ・営火場	ｷｬﾝﾌﾟｾﾝﾀｰ全部、営火場（物置含む）	研修課	
野外活動ｺｰｽ	野外活動ｺｰｽ、遊具施設	研修課	
活動用備品・消耗費	活動用備品、活動用消耗品	研修課	
庁用備品・消耗品	庁用備品、庁用消耗品	総務課	
給食用備品・消耗品	給食用備品、給食用消耗品	総務課	
ﾎﾞｲﾗｰ関係	ﾎﾞｲﾗｰ室、ﾎﾞｲﾗｰ、管内配管、重油ﾀﾝｸ	総務課	

※　野外活動施設については、団体の帯動や主催事業などにより点検している場合は、定期点検と置き換え報告書の提出や報告を行う。

（A4 たて）

（別紙 2）

安全点検結果報告書

<table>
<tr><td>施設名等</td><td colspan="3"></td><td>点 検 者</td><td></td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日</td><td>種　　類</td><td>定期点検　　臨時点検</td></tr>
<tr><td rowspan="4">点検結果</td><td rowspan="3">整備の有無</td><td colspan="4">無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有</td><td>補修箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>破損等の状　　況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他点検で気が付いたことがあれば記入</td></tr>
<tr><td>整備計画
（記入不要）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（A4 たて）

（別紙 3）

平成　　年　　月分

呈欄	所　　長	総務課長	研修課長	研修課副課長	所　　　　　　　員

安全点検結果一覧表

施設名等	整備の有　無	主な施設・設備	担当者
玄関・ﾎｰﾙ	有　無	玄関、ﾎｰﾙ、ﾎﾟｰﾁ、廊下	
事務室・所長室、書庫	有　無	事務室、所長室、宿直室、書庫	
研修室１・医務室、和室	有　無	研修室１、医務室、和室	
研修室２・リネン室、準備室	有　無	研修室２、ﾘﾈﾝ室、準備室	
風呂場・洗面書・便所	有　無	風呂場（松・梅）、洗面所（管内全部）、便所（厨房便所を除く）、喫煙場所、ごみ集積庫	
体育館	有　無	体育館、用具室 1・2・3	
男子宿泊室・2 階ﾎｰﾙ	有　無	男子宿泊室（便所・洗面所を除く）、2 階ﾎｰﾙ、非常階段、階段	
女子宿泊室	有　無	女子宿泊室、非常階段	
車庫・前庭	有　無	車庫、本館周辺（前庭等）、作業室、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ、受水槽	
食堂	有　無	食堂、食品庫、保管庫（車庫内）、厨房便所	
厨房	有　無	厨房、休憩室、プロパン庫	
ｷｬﾝﾌﾟｾﾝﾀｰ・営火場	有　無	ｷｬﾝﾌﾟｾﾝﾀｰ全部、営火場（物置含む）	
野外活動ｺｰｽ	有　無	野外活動ｺｰｽ、遊具施設	
活動用備品・消耗費	有　無	活動用備品、活動用消耗品	
庁用備品・消耗品	有　無	庁用備品、庁用消耗品	
給食用備品・消耗品	有　無	給食用備品、給食用消耗品	
ﾎﾞｲﾗｰ関係	有　無	ﾎﾞｲﾗｰ室、ﾎﾞｲﾗｰ、管内配管、重油ﾀﾝｸ	

（A4 たて）

（別紙 4）

呈欄	所　　長	総務課長	研修課長	研修課副課長	所　　　　員

改善事項等提案書

施設名等		提 案 者	
改善事項 有効活用 （名　称）			
検討内容 （記入不要）			
備　　考			

（A4 たて）

イ　給水設備・飲料水
- ・貯水タンクの外観点検やタンク内への異物混入の確認、給水設備の外観点検を月に１回実施しています。
- ・週に１回、館内の蛇口から出る水道水の「色」、「濁り」、「臭い」及び「味」を点検するとともに、遊離残留塩素の測定を実施しています。

２　食物による危険

（１）食中毒

食中毒とは、食中毒の原因となる細菌やウイルスが付着した食品や有害・有毒な物質が含まれた食品を食べることによって、腹痛・下痢・吐き気、おう吐などの健康障害をいいます。

食中毒の原因は、主に「細菌・ウイルス・化学物質・寄生虫」の４つに分類され、Ｏ１５７、サルモネラ、黄色ブドウ球菌などの細菌性食中毒と、ノロウイルスなどのウイルス性食中毒が発生件数の多数を占めています。

自然の家では、食中毒予防の３原則「つけない」、「ふやさない」、「やっつける」を徹底し、安全な食事提供を心掛けています。

利用の際には、「利用時間の厳守」、「食事前の手洗いの徹底」、「食堂外への食事の持ち出しの禁止」、「食堂への食事の持ち込みの禁止」を遵守いただき、食中毒防止の徹底をお願いします。

（２）食物アレルギー

自然の家では、食物アレルギー保持者がアレルゲンを摂取することがないよう、利用者に対し食物アレルギーに関する調査を行っています。利用月の前前月に事務連絡で送付する「食事数等の確認について」の中で、「食物アレルギーに関する連絡票」の提出をお願いしています。

食物アレルギー保持者があった場合には、提供予定メニューの加工食品や調味料に含まれる成分を確認し、除去の程度により代替食の提供を行っています。

（３）おう吐による食中毒二次感染予防

食事によるおう吐は、疲労や緊張等の健康状態に起因するものと、Ｏ１５７やノロウイルス等の感染性ウイルスの発症に起因するものが考えられます。

自然の家では、感染性ウイルスの二次感染に備え「おう吐処理マニュアル」を作成していますので、おう吐者があった場合には、自然の家職員に申し出てください。

なお、おう吐処理を自然の家職員が行った場合、二次感染、三次感染の危険があり、他の団体への対応や調理に影響があるため、おう吐の処理は引率者に行っていただきます。

また、おう吐者に引続き突発的な激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、悪寒、３８度程度の発熱がある場合には、速やかに医療機関を受診してください。

（４）衛生管理の徹底

自然の家では、利用者が安心して食事ができるよう、文部科学省が定めた「学校給食衛生管

理基準」を準用しています。栄養士が「日常点検票」を調理日ごとに作成し、衛生管理の徹底を図っています。

○ 施設設備の衛生管理

ア 施設設備は、清潔で衛生的に保ち、給水、排水、採光、換気等の状態も適正に保つことに心掛けています。

イ ネズミ、ハエ及びゴキブリ等の衛生害虫の侵入、発生を防止するため、薬剤散布による一斉駆除を年２回業者委託しています。

○ 食材の衛生管理

ア 食堂で提供する食事に係る食材は、朝食及び昼食については前日、夕食については当日の納入を原則としています。

イ 納入時ごとに「品名」、「数量」、「納品時間」、「生産地」、「品質」、「鮮度」、「包装容器等の状況」、「異物混入及び異臭の有無」、「賞味期限」、「製造年月日」及び「品温」等について、確認・検査した結果を記した『食材料検収簿』を作成し、適切に管理しています。

ウ 原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を登録検査機関に年２回委託し、食材の厳選に努めています。

○ 提供する食事の衛生管理

ア 食事提供前に、有害と思われる異物の混入はないか、加熱又は冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭がないか、適量か、味付け、香り、色彩及び形態等が適切か、子どもの嗜好との関連はどうかについて、検食を行っています。

イ 検食は、朝食、夕食及び土・日・祝日の昼食については専任当直員が、平日の昼食については所長又は総務課長が、行っています。

ウ 万が一の食中毒の原因物質調査のため、食事ごとの原材料、加工食品及び調理済食品を保存食として、専用冷凍庫に２週間以上保存しています。

○ 調理従事者の衛生管理

ア 調理従事者の衛生管理を徹底するため、調理日ごとに「本人の健康状態」、「家族の健康状態」、「調理作業着等の衛生状態」及び「手指の洗浄・消毒の状態」等を自己点検する『調理従事者の衛生点検表』を作成しています。

イ 調理従事者の健康管理を徹底するため、毎年の健康診断に合格した者を調理従事員とし、月２回の赤痢菌、サルモネラ属菌、Ｏ１５７の腸内細菌検査、また冬期にはノロウィルス検査を実施しています。

ウ 調理従事者の衛生管理意識を高めるための研修への参加や年４回の職場講習を実施しています。

人による危険への対処

1　行為による危険

自分勝手な判断をしたり、マナーやルールを守らなかったり、活動に不適当な服装や装備で野外活動を行うことは、事故への可能性を高めることになるため、子どもたちが守るべきことを指導することが必要です。

また、慌てたり、逆に慣れているという油断や、道具の使用方法の誤り、年齢等に応じた使用能力の判断誤りが事故に直結する恐れがありますので、引率者は、これらのことを子どもたちに十分認識させて、子ども自身が気をつけて行動できるように指導してください。

2　能力による危険

（１）道に迷う

野外活動コースは、樹木が広がり斜面など同じような地形が続きます。道の分岐点には標識や矢印等を立てていますが、子どもにとっては迷いやすい環境にあります。

もし道に迷ったと分かったら、着た道を引き返したり、その場で大声を出して助けを呼ぶなどし、むやみに歩き回らないことを子どもたちに認識させください。

（２）転ぶ、落ちる、挫く

野外活動コースは、斜面等で歩きにくいことや丸太等を渡るため、滑って転んだり足を挫くなどケガの危険があります。下草や落葉で足下が見えないこともあります。穴や突起、ぬかるみが隠れているかもしれません。特に、下り坂や降雨時、降雨後は滑り易く注意が必要なことを子どもたちに認識させてください。

また、ケガ人があった場合は、子どもだけで対処せず、引率者や自然の家職員に連絡することを指導してください。

3　健康管理による危険

自然の家での生活は、普段の生活と異なるため、不眠や便秘、下痢など体調を崩す場合もあります。ホームシックになる子どももいます。子どもたちの健康管理に注意し、健康観察を常に行ってください。特に、野外活動前には健康確認をして適切な指示をしてください。

① 自然の家には、医務室はありますが看護師や救護専門の職員は勤務していませんので、養護教諭又は救護担当者の同行をお願いします。医務室利用の際は、事務室に連絡してください。
② 消毒液、ガーゼ、絆創膏等の救急薬品は常備していますが、万が一の品切れも考えられますので、団体として救急薬品を持参してください。また、病気等の投薬治療をしている子どもについては、個人として薬品を持参させてください。
③ 医療機関への搬送は原則として行いませんので「救急車の要請」や「タクシー」、「引率者の自家用車」等が必要となります。医療機関を受診した場合は、受診結果を自然の家職員にもお知らせください。

熱中症の発生には気温、湿度、風速、直射日光などが関係します。同じ気温でも湿度が高いと危険性が高くなるので、注意が必要です。

また活動強度が強いほど熱の発生も多くなり、熱中症の危険性も高くなります。環境条件に応じた活動、休息、水分補給の計画が必要です。

4　不十分な実施体制による危険

子どもたちのチームワークが乱れ自分勝手な行動をとると、事故の危険性が高くなります。同時に引率者のチームワークも不可欠ですので、引率責任者はミーティングを行うなどして、引率者間の意志疎通の確保に努めてください。

また、事前の情報や新しい情報などが子どもたちや引率者に早く正確に伝わらないことも危険につながります。引率者同士で情報伝達のルールを決めたり、全員に伝わったかどうかの確

認をしてください。

5　他人による危険

（１）交通事故

活動エリアの道には車両が通行していますので、道路の通行や横断には注意が必要です。

（２）不審者

不審者出没の情報があった場合は、警察に対し巡回警備の強化を要請するとともに、引率者に情報提供しますので、子どもたちに対処法を指導してください。

（３）他人の故意や過失

自分の周囲にいる人の故意や過失により、被害を受ける場合があります。自分のことだけでなく、周囲にも気を配る必要があります。自分の行為が、周囲の人に被害を及ぼさないように注意することが必要です。

弾道ミサイル等への対処

1　弾道ミサイルの飛来が予想される場合への対処方法

弾道ミサイル等の飛来が予想される場合、直ちに緊急放送による避難指示を出します。あらゆる活動は即時中止となります。

①　館内もしくは自然の家建物付近で活動している場合
体育館もしくは、活動場所の窓から離れた場所へ避難し、※避難姿勢をとって待機する。

②　宿泊室にいる場合
ベッドの中でふとんをかぶり、※避難姿勢をとって待機する。

③　野外活動エリア及びキャンプセンターで活動している場合
その場で※避難姿勢をとって待機する。

※　ダンゴムシのように体を丸くし、手で後頭部を保護する姿勢

○　「日本上空の通過」「着弾地点の確認」という情報が入り次第、避難を解除する。
○　引率者は、可能な限り人員の確認に努める。避難指示解除後は人員を確認し、自然の家研修課長（研修課職員）へ報告する。

事故が発生した場合の対応

1　事故に対する安全管理体制

責任者、指導、監視、救護、渉外などの役割を決めて、事故発生時に対応できる体制を作ります。ただし、子どもの人数、引率者の人数、活動内容に応じて、より具体的、かつ実質的な組織の構築が必要です。

事故対応のフローチャート（例）

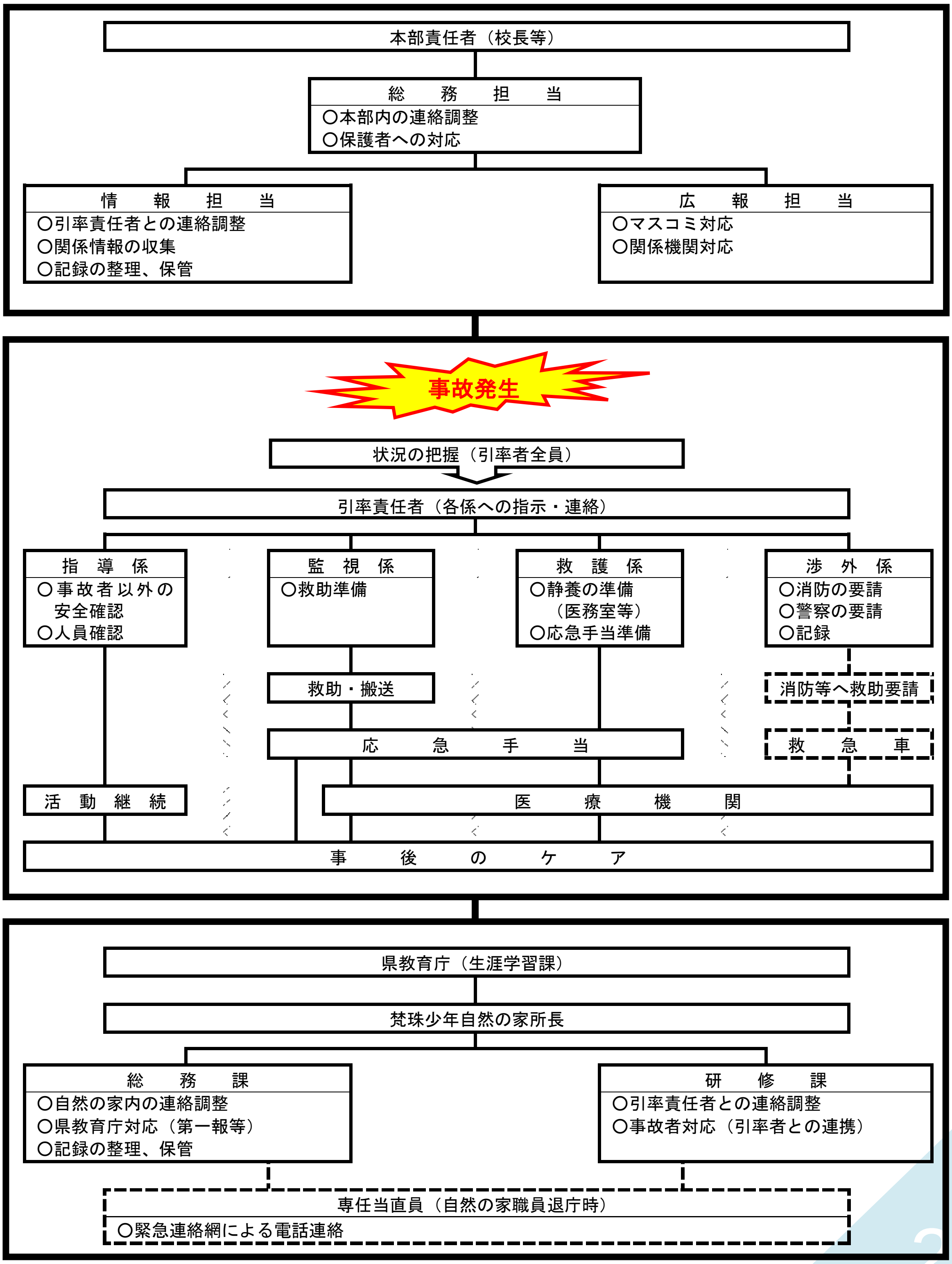

２　事故への対応

（１）事故に対応する前に

① 冷静になる

慌てていたり、興奮していると適正な判断ができなくなり、場合によっては被害を拡大してしまう恐れがあります。

② 自分自身の安全を確保する

救助にあたる場合には、意外に自分自身の安全を忘れがちです。そのために二次災害を引き起こしてしまう可能性もあるので、十分な注意が必要です。

③ 事故者以外の人たちの安全を確保する

事故が起きた場合、どうしても事故者の方に目を奪われがちですが、それ以外の人たちの安全を確保する必要があります。

（２）周囲の状況と事故者の様子の把握

① 状況の把握

全体の状況を正しく迅速に判断します。事故者が何人いて、どういう状況であるのか、それにより、直ちに何をすべきか判断します。

② 救助に向かう判断

自分だけで対応できる状況なのか判断します。もし無理だと思えば、引率責任者に無線機で連絡をし指示を仰ぎます。引率責任者は、他の引率者又は自然の家職員に協力を仰ぎ、場合によっては、消防署、警察署等へ救助の要請をします。

③ 応急措置

事故者の様子を見ながら、心臓停止、呼吸停止、大出血など生命に関わる状態のときは、直ちに心肺蘇生や止血などの応急手当を行います。（事務室横にＡＥＤを設置しています。）

④ 搬送

救急車による搬送が必要であり、すぐに来てくれる場合は、救急車にまかせます。しかし、事故の発生場所が危険であるとか、救急車が入れない、一刻も早く医療機関へ運びたい場合などは、救助者が搬送します。

⑤ 医療機関への引き渡し

事故者を専門の医療機関へ引き渡し、事故者以外の人たちの安全を確保できたら、関係者へ連絡するとともに、事故者や他の子どもたちのその後の状況についても注意します。

（３）関係者への連絡

① 組織の関係者への連絡

学校や部活動で自然の家を利用している場合は学校長へ、市町村教育委員会で利用している場合は担当課長へなど、まず組織の関係者と連絡を取り、そこからの指示を仰ぎます。子どもの保護者への連絡については、組織に依頼したほうが、情報伝達が早く正確に行える場合があります。

② 警察、関係機関への連絡

必要があれば、被害の拡大をふせぐためにも、支援が受けられる関係機関と連絡をとり、状況を正確に伝えるとともに、その指示に従います。

③ 保護者への連絡

被害にあった子どもの保護者に連絡します。この場合、保護者は突然のことで次に行動すべきことが判断できない場合もあると思われますので、次の連絡まで待機してもらうなど、明確な伝達が必要です。

また、被害にあわなかった子どもについても、必要に応じ連絡を行います。

④ 保険会社への連絡

できるだけ早い時期に第一報を入れ、保険の手続きに必要な事柄で、現場で対応しておかなければならないこと、今後進めなければならない手続きなどについて指示を受けます。

⑤ マスコミへの連絡

マスコミに対しては担当者を決めて窓口を一本化します。また、統一した情報を提供するとともに、個人情報の保護等にも配慮しながら、正確な対応に努めます。

3　事故の記録

事故を記録する意味は二つあります。一つには事故の状況をきちんと記録することが必要です。万が一法的責任を問われたり、保険の手続きをする際に必要となります。もう一つには、この事故を教訓にし、今後の対策に生かすことができます。

事故の記録は、いつ、誰が、どこで、何をして、どのように、どうなったか、どのような対応をしたか、どこの医療機関へ、どんな処置をして、どんな結果であったか、時間や誰がどんなことを行った、などをできるだけ詳しく記録することが大切です。

非常災害時の対応

1　館内の非常口・避難場所

（１）非常口・避難場所の確認

自然の家を利用する前、又は入所時に、引率者及び利用者の全員が非常口や避難経路を確認してください。

（２）館内図

「非常口」・「非常階段」・「消火栓」・「消火器」の設置場所は、次の図のとおりです。

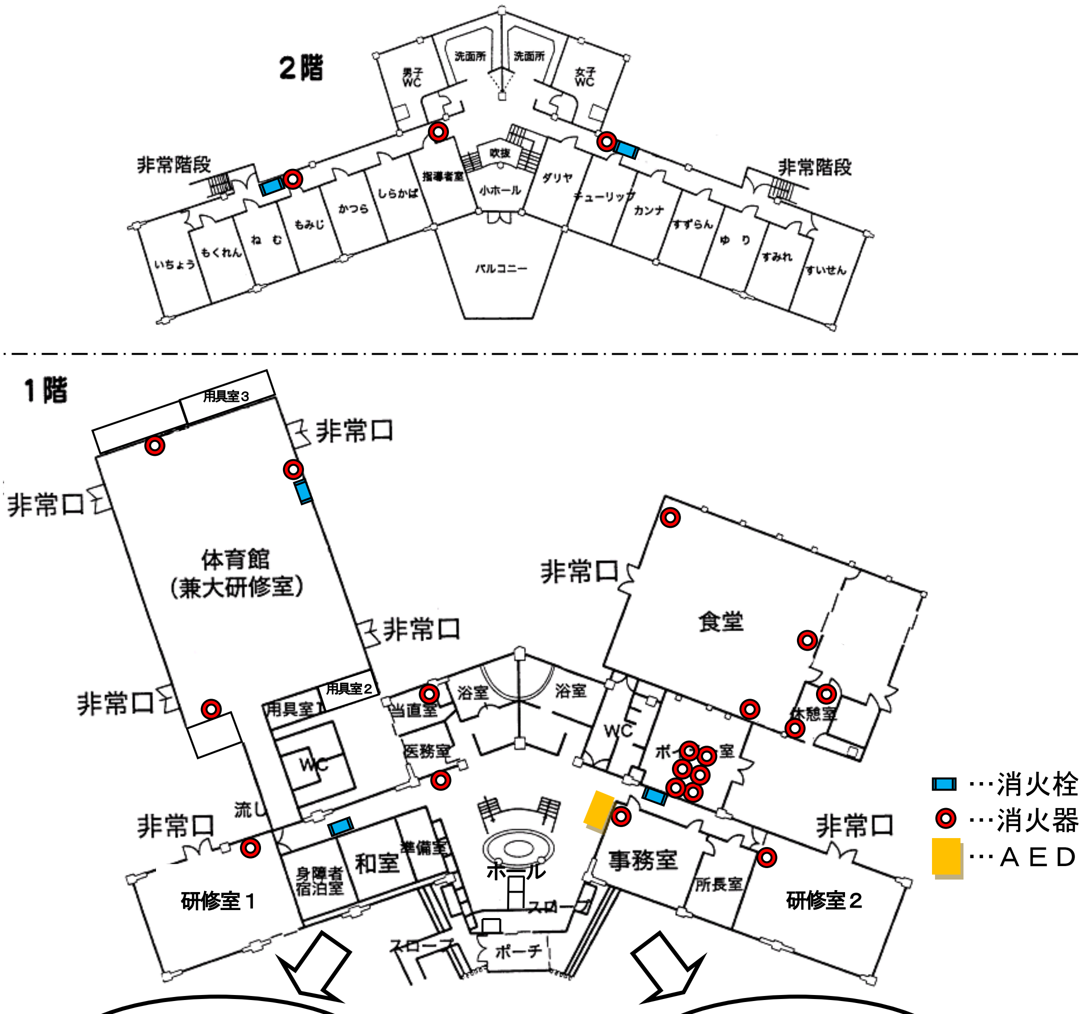

第１避難場所
「つどいの広場」

又は

第１避難場所
「星見の広場」

↓

第２避難場所
「キャンプ場」

↓

（地域の避難場所）
「コミュニティセンター長橋」・「東峰小学校」

2　地震発生時の対応

（1）対応のフローチャート

地 震 発 生

引　率　責　任　者
〇団体総括

梵 珠 少 年 自 然 の 家 所 長
〇自然の家総括

引　率　者

研　修　課　員

総　務　課　員

（自然の家職員退庁時）専　任　当　直　員

参加者（児童生徒等）の安全確保
〇参加者への的確な指示
［館内］・壁、窓から離れる
・頭部の保護
・机の下等へ隠れる
・次の指示を待つ
［屋外］・建物から離れる
・体を低くする
・次の指示を待つ
〇火気使用時の消火
〇人員、負傷者の確認

引率者の支援
〇参加者（児童生徒等）の安全確保支援
・的確な指示の支援
・火気使用時の消火
・人員、負傷者の確認支援

火災防止対策（総務課員）
〇電気ブレーカーの切断
〇各部屋の石油ストーブ消火確認
〇火災発生時の初期消火
〇厨房のコンロ消火及びガス閉栓（調理従事者）
〇暖房ボイラー停止（委託業者）

火災防止対策（専任当直員）
〇電気ブレーカーの切断
〇各部屋の石油ストーブ消火確認
〇火災発生時の初期消火
〇厨房のコンロ消火及びガス閉栓（調理従事者）
〇暖房ボイラー停止（委託業者）

避難の判断
〇火災、異臭、建物倒壊危険等の情報の収集
〇避難の必要性や避難場所、又は避難不要を判断

情報の収集・提供
〇震度、震源地等の情報収集
〇火災、異臭、建物倒壊危険等の情報収集
〇引率者への情報提供

情報の収集・提供（専任当直員）
〇震度、震源地等の情報収集
〇火災、異臭、建物倒壊危険等の情報収集
〇引率者への情報提供

避　難
〇避難経路の安全確認
〇的確な指示
・頭部の保護
・慌てない、押さない、走らない、喋らない
・避難場所の指定
〇避難の誘導
〇負傷者の運搬

引率者の支援
〇避難の支援
・避難経路安全確認の支援
・的確な指示の支援
・避難誘導の支援
・負傷者運搬の支援

引率者の支援（専任当直員）
〇避難の支援
・避難経路安全確認の支援
・避難誘導の支援
・負傷者運搬の支援

避難後の安全確認
〇人員の確認と安否確認（自然の家職員への報告）
〇負傷者の応急手当
〇不安に対する対処

引率者の支援
〇避難後の安全確認支援
・負傷者応急手当の支援
・不安に対する対処の支援

被害状況の把握
〇人員の確認と安否確認（引率者から聴取）
〇施設の点検・安全確認
〇危険箇所の把握

被害状況の把握（専任当直員）
〇人員の確認と安否確認（引率者から聴取）
〇施設の点検・安全確認
〇危険箇所の把握

団体本部への報告
〇第一報
・安否、負傷者の情報
・保護者等の対応依頼

県教委への報告
〇第一報…教育政策課（震度５弱以上は被害の有無にかかわらず）
〇第二報以降…生涯学習課

緊急連絡網
〇職員へ電話連絡

避　難　後　の　対　応　決　定

〇自然の家滞在が不可能な場合
・参加者の帰宅方法の検討
・地域の避難場所利用の検討

〇自然の家滞在が可能な場合
・照明の確保（ＬＥＤランタン）
・暖房の確保（石油ストーブ、寝袋）
・水　の確保（食事用水、トイレ用水）
・食事の確保（保管している食材を使ったメニューの作成）

（２）自然の家職員の動員区分

	勤務時間内			勤務時間外			出張中		
	震度４	震度５	震度６以上	震度４	震度５	震度６以上	震度４	震度５	震度６以上
所長	△	○	○	△	○	○		□	□
総務課長及び研修課長	△	○	○	△	○	○		□	□
その他の職員全員		△	○		△	○			□

※１　震度は、「五所川原市」の報道による震度とする。
※２　○ー直ちに配備につく。勤務時間外は直ちに登庁し配備につく。
※３　△ー待機。勤務時間外は自宅待機。
※４　□ー直ちに帰庁し配備につく。困難な場合は連絡する。

３　火災発生時の対応

（１）対応のフローチャート

《火災報知機作動・火災通報があった場合》

引　率　責　任　者
○団体総括

梵珠少年自然の家所長
○自然の家総括

○火災報知機作動
○火　災　通　報

引　率　者

参加者（児童生徒等）の安全確保
○活動の中断
○参加者への的確な指示
・落ち着かせる
・館外へ飛び出させない
○避難の準備
・館内非常口の確認

研　修　課　員

引率者の支援等
○参加者（児童生徒等）の安全確保支援
・活動中断の指示
・的確な指示の支援
・避難準備の支援
○火災確認の支援
○初期消火の準備
○避難場所及び避難経路の想定

総　務　課　員

報知機作動・通報の放送
○報知機ベル停止
○放送
「ただ今、（火災報知機が○○付近の火災を感知しました。）（○○付近で火災発生の通報がありました。）確認しますので、利用者は避難の準備をし、指示があるまで、その場で待機してください。」（２回）
○初期消火の準備
○避難場所及び避難経路の想定

（自然の家職員退庁時）専　任　当　直　員

報知機作動・通報の放送
○報知機ベル停止
○放送
「ただ今、（火災報知機が○○付近の火災を感知しました。）（○○付近で火災発生の通報がありました。）確認しますので、利用者は避難の準備をし、指示があるまで、その場で待機してください。」（２回）
○初期消火の準備
○避難場所及び避難経路の想定

《火災報知機の誤作動・通報の誤りの場合》

火災なし

引率者
- 活動の再開

研修課員
- 業務の再開
  - ○火災確認場所の監視の支援
  - ○通常業務の再開

総務課員
- 確認結果の放送
  - ○放送
    「先ほどの（火災報知機のベルは誤作動でした。）（火災通報は間違いでした。）活動を再開してください。」
- 業務の再開
  - ○火災確認場所の監視
  - ○通常業務の再開

（自然の家職員退庁時）専任当直員
- 確認結果の放送
  - ○放送
    「先ほどの（火災報知機のベルは誤作動でした。）（火災通報は間違いでした。）活動を再開してください。」
- 業務の再開
  - ○総務課長への報告
  - ○火災確認場所の監視
  - ○通常業務の再開

《初期消火できた場合》

火災発生（初期消火）

引率者
- 活動の再開
  - ○活動の場所、内容について研修課員と協議
  - ○活動の再開

研修課員
- 初期消火の支援
  - ○消火器等による消火の支援
- 業務の再開
  - ○活動の場所、内容について引率者と協議
  - ○通常業務の再開

総務課員
- 初期消火
  - ○消火器・消火栓等による消火を実施
  - ○消火困難な場合は消火不要
- 確認結果の放送
  - ○放送
    「火災はありましたが、鎮火しましたので、安心してください。」
- 業務の再開
  - ○県教育委員会への報告
  - ○初期消火場所の監視、清掃
  - ○通常業務の再開

（自然の家職員退庁時）専任当直員
- 初期消火
  - ○消火器・消火栓等による消火を実施
  - ○消火困難な場合は消火不要
- 確認結果の放送
  - ○放送
    「火災はありましたが、鎮火しましたので、安心してください。」
- 業務の再開
  - ○総務課長への報告
  - ○初期消火場所の監視、清掃
  - ○通常業務の再開

《避難が必要な場合》

火　災　発　生
（避難必要）

引　率　者

避　難
- ○的確な指示
  - ・慌てない、押さない、走らない、喋らない
- ○避難の誘導
- ○負傷者の運搬

避難後の安全確認
- ○人員の確認と安否確認（自然の家職員への報告）
- ○負傷者の応急手当
- ○不安に対する対処

団体本部への報告
- ○第一報
  - ・安否、負傷者の情報
  - ・保護者等の対応依頼

研　修　課　員

避難誘導
- ○非常口、避難場所への誘導
  - ・低い姿勢
  - ・濡れたタオル等で口・鼻を覆う
- ○逃げ遅れの捜査・救助
- ○負傷者の運搬

避難後の安全確認
- ○人員の確認と安否確認の支援
- ○負傷者の応急手当
- ○不安に対する対処

総　務　課　員

避難放送
- ○避難場所の決定
- ○放送
  「○○から火災が発生しています。利用者は△△の広場に避難してください。」
- ○第２避難場所（キャンプセンター）への避難の決定

消防車輌要請
- ○１１９番通報
  - (消)火事ですか、救急ですか
  - (答)*火事です*
  - (消)場所はどこですか
  - (答)*五所川原市神山字殊ノ峰117-602 青森県立梵珠少年自然の家です*
  - (消)どこが燃えていますか
  - (答)*○○室の△△です*
  - (消)あなたは誰ですか
  - (答)*（職・氏名）です*

避難状況の確認
- ○人員の確認と安否確認（引率者から聴取）

県教委への報告
- ○第一報
  - ・教育政策課
- ○第二報以降
  - ・生涯学習課

（自然の家職員退庁時）専　任　当　直　員

避難放送
- ○避難場所の決定
- ○放送
  「○○から火災が発生しています。利用者は△△の広場に避難してください。」
- ○第２避難場所（キャンプセンター）への避難の決定

消防車輌要請
- ○１１９番通報
  - (消)火事ですか、救急ですか
  - (答)*火事です*
  - (消)場所はどこですか
  - (答)*五所川原市神山字殊ノ峰117-602 青森県立梵珠少年自然の家です*
  - (消)どこが燃えていますか
  - (答)*○○室の△△です*
  - (消)あなたは誰ですか
  - (答)*（職・氏名）です*

避難状況の確認
- ○人員の確認と安否確認（引率者から聴取）

緊急連絡網
- ○職員へ電話連絡

避　難　後　の　対　応　決　定

○自然の家滞在が不可能な場合	○自然の家滞在が可能な場合
・参加者の帰宅方法の検討 ・地域の避難場所利用の検討	・照明の確保（ＬＥＤランタン） ・暖房の確保（石油ストーブ、寝袋） ・水　の確保（食事用水、トイレ用水） ・食事の確保（保管している食材を使ったメニューの作成）

（２）自然の家職員の動員区分

	勤務時間内		勤務時間外		出張中	
	初期消火	消防車輌要　　請	初期消火	消防車輌要　　請	初期消火	消防車輌要　　請
所長	○	○	○	○	□	□
総務課長及び研修課長	○	○	○	○	□	□
その他の職員全員	○	○	△	○		□

※１　○ー直ちに配備につく。勤務時間外は直ちに登庁し配備につく。
※２　△ー待機。勤務時間外は自宅待機。
※３　□ー直ちに帰庁し配備につく。困難な場合は連絡する。

事故発生時・非常災害時の緊急連絡先

区　　　分	連　　絡　　先	電　話　番　号
警察への事件・事故の急報	緊急ダイヤル	１１０
火事・救助・救急車	緊急ダイヤル	１１９
総合病院	つがる総合病院	０１７３－３５－３１１１
病院（内科、外科、整形外科、皮膚科、　ほか）	白生会胃腸病院	０１７３－３４－６１１１
病院（内科　ほか）	増田病院	０１７３－３５－２７２６
病院（内科　ほか）	田町小山クリニック	０１７３－３４－３４３１
医院（整形外科）	桂整形外科医院	０１７３－３４－３７３７
医院（整形外科）	中井整形外科医院	０１７３－３５－３８０２
医院（整形外科）	中村整形外科医院	０１７３－３４－３３１５
医院（整形外科）	まつもと整形外科クリニック	０１７３－３３－５４１３
医院（皮膚科）	いたい皮ふ科	０１７３－３８－４９７６
医院（皮膚科）	きむら皮ふ科	０１７３－３８－１１５５
医院（皮膚科）	松坂皮膚科	０１７３－３５－３２３０
タクシー	尾崎タクシー五所川原営業所	０１７３－３５－２１９５ ０１２０－３５－２１９５
タクシー	木村タクシー	０１７３－３５－７７５５ ０１２０－３５－７７５５
タクシー	五所川原交通	０１７３－３４－３２３２ ０１２０－３４－３２３２
タクシー	ノーリツタクシー五所川原営業所	０１７３－３５－１６５５ ０１２０－３５－１６５５
地域の避難場所	コミュニティセンター長橋	０１７３－２９－３１１１
地域の避難場所	東峰小学校	０１７３－２９－３０１１
停電	東北電力五所川原営業所	０１７３－３５－２１５１
貯水槽の渇水	五所川原水道事業所	０１７３－３４－９１１２ （夜間・休日３４－２６３９）